

N-70

1265

川合清丸先生著

附 國教論 全
耶蘇教取捨辨

發行所 神田永吉

ルハ何ソヤ
願フニ我國今ノ時ニ方リテ苟モ愛國ト護法ニ志アルモノハ一層奮起シテ現時ノ形勢ニ眼目ヲ注キ國家將來ノ爲ニ一規模ヲ出シ以テ此累卵トモ云ベキ危難ナル無人情ノ人無頭腦ノ客ヲ穿テ救済スルノ處置ヲ講セサルヘカラス玆ニ不肖 永吉 ハ此論ヲ發行シテ貴ト賤トナク普ク兄弟姉妹ニ施與シテ之ヲ讀マシメ國教ノ要旨原本ヲ知ラシメント欲スルニアルノミ然リト雖モ今ヤ四千万アル大多數同胞ナレハ焉ソ僅少ノ資産ヲ傾ケテ斯ノ大望ノ志ヲ達セシヤ難シ冀クハ愛國護法ノ諸君子不肖 永吉 ノ微志ヲ洞察スルノミナラス實ニ國家ニ報スルノ觀ヲ回ラシテ此舉ニ賛成シ併セテ各地ノ衆人ニ施與アラシメテ希望ス

若シ同志此論ヲ施與セントシテ 不肖 へ申越アラハ只々印刷費ノミヲ以テ呈送スヘシ尙尙後モ簡易ニシテ婦女兒童ニモ一讀一解其了シ得ヘキ國教ニ大關係ナル論說ヲ非賣品ニ發行シ以テ人ヲ利センコトヲ誓フ同志ハ之ヲ納レ讀者ハ之レヲ諒セヨ

神田永吉謹識

國教論

川合清丸著述

客より揖して問て曰く國教とは何ぞや余輩之れも答て曰く政府の認定して國王の信仰する教法是れあり」曰く我國の國教は何ぞや曰く神佛の二教是あり」客感然として怪しめる色あり曰く帝國憲法第二十八條に曰はずや「日本臣民の安寧秩序ヲ妨ケズ及臣民タルノ義務ヲ背カザル限ニ於テ信教ノ自由ヲ有ス」と然レバ則ち羅馬舊教耶穌新教希臘教等も亦政府の許す所あり國教たるもの何ぞ神佛の二教に限らんや曰く是ある哉子の憲法の意味や「日本臣民ハ安寧秩序ヲ妨ケズ臣民タルノ義務ヲ背カザル限ニ於テ信教ノ自由ヲ有ス」とハ日本臣民の權利規定せられたるものによて言を易へて云ハハ日本臣民の何等の宗教を信するも國家に害を爲さざる以上ハ政府ハ之を度外お置くと云ふ事なり」其は元來信教ハ人の精神上に屬するが故ニ形勢を支配する所の政事を以て左右すべきものにあらすと云ふ理屈より規定せられたるものにて獨り本邦のみ然るおほら他國の國教を立てたる外國に在りても敢て國教外の宗教を禁せず其國ハ障害と與へざる以上の現ハ信教の自由を許せり」されバ此事ハ羅馬舊教耶穌新教希臘教のみならずユニテ

リアン教にてもフイ〜教にても婆羅門教にても事火教にても國家に害及爲さざる以上の政府
ハ之を度外お置くこと云ふ趣旨あること著し」其の之を度外お置かざるのみならず保護して以て
國教と認定あらざるものハ唯神佛の二教あるのみ

客膝を進めて曰く請ふ其事實を聞かんと答て曰く子ハ夫れ神社佛閣を知る歟」我が官幣國幣の
神社ハ即ち我國の宗廟社稷にして我カ皇統國体の根軸あるガ故に政府ハ國幣を以て之を修造し
官幣國幣ヲ進めて之を祭祀し給へり又我が名藍巨刹ハ多クハ歴代天皇の勅願に興り或ハ皇族住
持の門跡ハ係るガ故ハ皇室ハ寄附金を下賜し政府ハ保存金を與へて之を維持し給へり其他府縣
御村社より一郷一村の寺院ハ至るまで勝手ハ之を建立し自儘ハ之を廢毀するを許さず之れ皆國
家の宗祀ハして神社佛閣ハ取りも直さず國教の殿堂あればあり」若し疑はしくば外教の一方を
見よ天茨衝くの天主閣を興すも雲を凌ぐの耶穌堂ヲ造るも政府ハ毫も之ハ管せず千百の會堂
を並べて建つるも百千の會堂を一時ハ毀つも政府ハ更ハ之に關からず興廢存亡全く度外に置け
り何ぞや政府の眼中には普通一般の建物こそあれ復た天主耶穌教の會堂無ければあり是れ國教
ハ認定せざるガ故ハあらそや

次に禮典に就て論せん國家の最大禮典を賤祚大嘗祭と云ふ陛下御躬つから齋戒沐浴して天神地
祇を敬祭し給ふ誠敬嚴格至れり盡せり其年々の禮典ハ元旦の四方拜より除日の大祓まで天皇親
しく式部頭を率ゐて齋儀の儘に行はせらる先帝の御年祭の如き陛下親しく山陵に啓幸しく親祭
在らせらる泉涌寺にて僧侶共其の御祭を仕へ奉りしかハ勅使をして祭場ハ臨ましめ給ふ其他官
幣社の大祭にハ勅使ヲ立てハ勅祭せられ國幣社の大祭ハ地方長官を遣はして幣物を進めらる
飯山の法華會三井寺の灌頂會東寺の御修法の如きも毎會ハ地方長官をして道場を臨監せしめ
給ふ是れ他亦し此般の祭典ハ取りも直さず國教の禮典也ハあり」若し疑ハしくば外教の一方
を見よ彼れハ最大禮典あるクリストマス(耶穌誕辰の祭日)にも決して耶穌ハ一介の使命を賜ハ
ず憲法發布の大典も決して天帝に一言の報告を宣はず何ぞや政府の眼中ハ異國異教の異神
こそあれ復た天帝基督無ければあり是れ國教に認定せられざるガ故にあらそや
次に教師に就て論せん官幣國幣社の神官ハ官これを命せらるハ勿論神佛二教の管長ハ勅を以て
之を任せらる其部下の教師末派の住職ハ各管長に委託せられたるガ故に豫て内務省にて認定し
たる教規宗制によりて之ガ統轄を爲さざるハ無し且つ今般發布せられたる衆議院議員選舉法第

十二條を見よ、神官及諸宗の僧侶又ハ教師ハ被選人タルコトヲ得ズト、(教師との神佛教職の謂ひあり各宗僧侶の大概教職を兼ねと雖も住職と教職との自ら別なるのみならず神道教職に神官を兼ねざる者多ク故ニ神官僧侶教師とは言へるなり)是れ他也、し神官僧侶教師は共に國教の職員にして國家の精神を支配する者有るが故ニ政事上の得失利害に關からしめざる成規あり是れ神佛の國教たる明證にあらざるや若し疑はしくバ外教の一方を見よ宣教師傳道師講師牧師が任免黜陟生死出入は固より其衆議院に立ちて赤聲を出だすも黃音を發するも少しも貪着せることあり何ぞや政府の眼中には日本國民こそあれ復た宣教師傳道師講師牧師無ければあり是れ國教に認定せざるが故ニあらざるや」請ふ子此等事實を熟慮せば神佛二教の自ら國教ある事と憲法第二十八條の意の在る所の判然分明あらん

客容を改めて曰く外教の異教にして神佛の國教ある事は分明に了解せること恰かも雲霧を開きて大陽を觀るが如し併し茲又一の不審あり請ふ之を質さん夫れ神道は我國固有の道佛教は印度傳來の法にして判然二教あり今此の二教を以て堂々時たる大日本帝國の國教と言はば是れ牛首蛇身の國教にして不躰裁の語わらトヤト」答て曰く子の神道の我國固有なることを知りて佛道

の我國固有なる事を知らず請ふ其奥義を示さん佛法は他法にあらず人々持合せたる斯心の法あり斯心は豈佛の作り出せるものならんや又豈印度より飛渡れるものならんや故ニ釋迦老師の言に曰く是法は佛天人の所作にあらずと居れ吾れ子に告げん斯心の本躰は迷ふ之を凡夫と云ふ斯心の本躰を悟る之を佛と云ふ斯心に慈悲の徳あり之を名づけて觀音と云ふ斯心に勇猛の徳あり之を名づけて勢至と云ふ斯心に智慧の徳あり之を名づけて文殊と云ふ斯心に萬行の徳あり之を名づけて普賢と云ふ斯心萬法を生じ此の徳を名づけて地藏と云ふ斯心障礙を去し此の徳を名づけて虚空藏と云ふ斯心一切の境界を照らす此の徳を名づけて大日如來と云ふ斯心不生不滅あり此の徳を名づけて阿彌陀佛と云ふ斯心に常樂あり此處を天道と云ふ斯心に苦樂あり此處を人間と云ふ斯心嗔恚あり此處を修羅と云ふ斯心に貪慾あり此處を餓鬼と云ふ斯心に愚痴あり此處を畜生と云ふ斯心に常苦あり此處を地獄と云ふ斯心の如く斯心に種々無量の作用ありと雖も皆我が心の固有せる妙用にして一も佛の作りしものにあらず一も印度より飛び渡りしものにあらず唯法爾として斯の如し故に曰く是の法は佛天人の所作にあらずと」然れを則ち外國より持ち來れるものは佛菩薩の名號神呪真言の梵語三界六道等の名字煩惱解脱等の熟字のみ是等の物は皆

符牒にして實跡にあらざることを猶仁義道德孝弟忠信等の符牒の支那より持來れりと雖も其仁義道德孝弟忠信等の實体は固より我々固有せしと同事あり何の不審かこれ有らん若し其の符牒が我國固有の物にあらざると云はゞ神道の神名社號神典皇史一として舶來の文字あらざるは無し子これを如何せんとするや

客莞爾として笑て曰く否是れの謂ひにあらざるや予が言ふ所は佛像經卷堂塔伽藍の構造衣服莊嚴儀式作法の跡を謂ふのみと曰く然らば則ち予は告げん凡そ此等の事物昔は印度支那三韓の事物ありと雖も我國に朝貢したる以上は即ち我國の文物典章あり況てや我國の文明智識道德風俗は此等の文物典章より發達したるが故に此等の文物典章は直に我が今日の國家を組織したる要素あり」請ふ譬を引て之を明さん子の父は(神道を譬ふ)子家の血統にして子の母は(佛道を譬ふ)他家の人ならん昔は他家の人なれども子父の妻と定まりて嫁さし日よりは子が家の人にあらざや況して其間お生じたる子の身は(今日の國家を譬ふ)父と母との血肉を分けて生み出し父と母との丹誠によりて教育したる身にあらざや然るも子は今日に至りて母は他家の血統なきは我が家の親にあらざと云ひて逐ひ出さん歟其時母より汝が身も我が家の血を

交へて生み出でたれば他家の血丈けは我れに返せと云はゞ如何すべきや假令此身を殺して父母の血肉を分けんとするも此の身跡の其の混和より生じたるものなきはいかある分析學士舍密博士を呼び來るも終に之を分つべからず分つべうらざるものを分けんと欲して此の身を殺すものは不忠不孝不仁不義の至りあるのみならず又無智蒙昧の極點と謂ふべし」されば母親は我父の配偶にして伴しく我が家の親あり伴しく己が身の天ありとして之に事ふるに敬禮を以て之の報ふるに孝養を以てせんこそ忠孝仁義の人にして又深智達識の士と謂ふべけれ我々先王の立て給ふ所今の政府の護持せらるゝ所豈それ宜からざるや」客欣然として起て謝して曰く善い哉譬喩や我々不審底を拂ひて開散せりと乃ち誓いて國教論とす

耶蘇教取捨辨

川合清丸著述

或人問て曰く子ハ神儒佛の三道を國教と稱して天主耶蘇等の外教を加へざるは何ぞや」儒佛の
 兩道は今こそ在ふれたれ千有餘年の昔は溯のぼらば均しく外教にして今日の天主耶蘇教をぞ、
 少しも異ることあり然るに先王は公平にこれを用ゐて國教といたまへりされば天主耶蘇の教も
 昔先王の世に渡來したらんには今の國教とありたること論をし」今先王の制作を紹述して國教
 を振起さんとするもの、唯儒佛のみを取て天主耶蘇等を捨るはすこふる偏頗の沙汰にして恐ら
 くは先王公平の教慮に背かん請ふ至當の處置を下せ

答て曰く昔先王の儒佛の道を外國に取りたまひし趣意は全く我國の風化を助けたまはんとの御
 教慮に出で、毒にもわれ藥にもわれ凡そ外國のものならば何にても採用せんどの思召にはあら
 ず」故にあれを採用したまふ前に於て先その物の性質効用等を委しく吟味したまひて我が國の
 風俗教化に裨益ありと看認められし上に取て以て治國の用に供し給へり」其證據は儒道を見
 見よ未だ世に披露したまへざる前に菟道稚郎皇子に命じてこれを學ばしめ天皇にも親しく吟味

調査遊ばして後に國家に施したまへり」次に佛道を視よこれを叡慮に決かねたまひし時には勅を群臣に下して取捨を議せしめ拒むものにはこゑを禁じ信するものにはこれを許し一擒一縱の間に其の性質効用を試験したまへり後聖德太子に至り深くその奥義を鑒識して終には天下に弘めたまひき」尤此の太子は崇峻天皇を弑し奉りたる賊臣蘇我馬子を誅せずしてこれを親近したまひし事は實に一代の失徳あれども其の天性は總明叡智ましくて佛道の深理をも能く究めたまひしことは法華維摩等の極大乘經も躬から註を下したまひしよて知られたり若し疑ひしば其の註釋を閱せよ今の世の佞佛家が佛を感溺したり破佛家が經文を胡椒丸吞ふ吞込みたりするの類もあらず佛道よせよ儒道よせよ先王よ於ての念よ念を入れ手よ手を盡して親しく吟味いたまひし後採川せられたること斯の如し」左れを天主耶穌の教の如きも幸よして先王の世にお渡來したらば其の正邪真妄を飽まで吟味遊ばして若しその道理の正しく真よして我々の國の風俗教化お裨益ありと鑑定し給はんお固より儒佛の例の如く採用し給ふべけれども若しや其教法の邪よ且妄よして我々の國の道よ補ひありと看認めたまはゞ決して採用したまはじ況や風俗教化お大害あるものよ於てをや」予茲以て先王の叡慮を推測し奉るよ天主耶穌希臘等の教は皆

お採用したまはざるのみならず痛くこれを拒絶したまはんこと鏡よかけて見るが如し」何を以てこれを知る左の三大證據あるを以てこれを知る第一よは我々の國脈を破る第二よは人の靈性を味ます第三よは世の真理よ背く是れ其の明證あり

先づ第一よ我國脈を破るとは我國の人種は伊弉諾伊弉册神の神裔よして天皇陛下へ其本崇天照大神の正統おましますのみならずその天位を踐たまふ事は天照大神の神勅およりて萬世無窮よ君臨ましますこと皆人の知る所あり」而して其天照大神は伊勢の神宮よ御鎮祭在らせられ（是れ我國の宗廟あり）其天神よ奉仕し或は國家よ勤勞せし國神は官社國社よ鎮祭したまへり（是れ我々の國の社稷あり）然るよ彼の天主耶穌希臘等の本尊たる天帝が摩西と云ふ信者お口づから授けたる十誡の第二條よ曰く我の外汝お別の神あるべからむ別の神お拜跪崇奉することおかれ我は妬の神ありと是れ彼れ一神教の宗旨あり」されば此の宗旨を奉るものは恐れながら伊弉諾伊弉册神も天照大神も官社國社産神氏神も總て日本よ在とわらゆる八百萬の神は悉く邪神よして第一万世一系の神勅は邪神の邪言あり其御正統の天皇陛下は邪神の邪孫よましくて我輩八千八百萬の國胞兄弟も殘らむ邪神の邪裔あり」されば其の邪神ある伊勢の宗廟より國々の

官社國社所在の産神氏神銘々の祖先等又は決して拜跪崇奉すべからず皆ハ拜跪崇奉せざるのみ
 からせかゝる邪神を此儘ニ存在してはいつまでて人を惑はし衆を誑かして妬の神ニ悖氣の焰を
 焼付け奉ること誠ニ懼ろし業なれば神社は一日も早く打碎き神勅は一時も速かニ踏破て妬の
 御神の御前ニ耶穌基督の御名ヲ籍て謝罪申上げせむあるべからず果して斯の如くば我が國體は
 立處ニ打碎けん國體ニ一て打碎けむば三千年來相續し來れる我國ももはや日本帝國ニはあらず
 三千八百万の同胞兄弟ももはや日本帝國の臣民ニはあらざるあり是れ先王の決して採たまはず
 と斷言する所以の一大證據あり」試みよこれを儒佛の教ニ照し見よ儒ニ皇天后土宗廟社稷を敬
 祭して報本反始の禮を行ふと佛法の諸天善神を拜禮して禍を攘ひ福を求むるの式を擧るとは全
 く我國の神道の天神地祇ヲ奉仕して徳ニ酬る思ふ答ふるの誠を盡すと少しも異なる事あり是れ
 先王の取て以て治教ヲ供したまひし所以の一あり

第二人の露性を味ますとは人は萬物の靈ニ一して全く神佛と同様の精神を具したるものあり」
 然るニ天主耶穌等の説曰く神は全智全能至聖至神ニ一して無上至尊あり人は始祖アダムイブの
 罪惡を遺傳して神ニ叱られたる罪徒惡者あり故ニ早く神の愛子耶穌ニ降參して其の憐を乞ひ其

謝罪ニよりて獨一眞神の御身方すはち妬の神の奴隸となりて只命是れ聽かむあるべからず
 と」果して然るときは人々持前する自由發達の徳はこれを抛ち捨て、野卑陋劣ある臆病神經病
 ニ取りつかるゝ故に人の靈性を味ますこと是より甚しきはち萬物の靈たる價値はいづくにか
 在る是れ先王の決して採りたまはずと斷言する所以の二大證據なり」試みにこれを儒佛の教に
 照し見よ儒の最尊むところは堯舜あるが儒者の言に舜何人ぞ我何人ぞと云へるは何人にては斯
 の道を修行して進みさへすれば堯舜の如き聖人にも至らるとの語にて聖人の奴隸とされよと誨
 る儒道はあること無し佛道の尊むところは佛なるが佛は心佛衆生、是、三無差別と説きま
 た即身成佛とも説きたり是れ誰にても各自に持合せたる佛性を見付け出しさへすれば此身此儘
 佛あることを證明したる語あり(易行道と云ふ淨土門にても念佛の功德よりて一旦極樂に往
 生しそこにて佛に因縁を結ば後に成佛せんと期するものにて人々皆佛と成るが迄こまでも佛道
 の宗旨あり(佛の奴隸とされよと誨ふる佛道はあること無し」此の二の教へかたは全く我國の神
 道の修行を仕わけて天人合一の場所すなはち神隨の境界に至るの教へかたと少しも異なること無
 し是れ先王の取て以て治教を助けたまひし所以の二つあり

第三に世の眞理に背くとは彼の經典に説くが如く人の形をしたる天帝が水面を湧出で天地萬物を手づくねにせしと云ふ事の道理の上に於て決してあること無し其證據には試みに天地萬物を造し天帝のほることは何によりて知らると問はゞ彼等は天地萬物があるに由りて知らるか、る物のほる以上はこれを造し天帝のあること明らかかりと云ふあり然らば今一應問はん天地萬物がほる由てこれを造りて天帝がほると云ふ證據が立たば天帝があるによりて其天帝を造し天帝がほると云ふ證據が立たねば是れ斯の如く天帝を造し天帝を造ぐりに繰り上らばいかゞすべきや若し天帝があれどもこれを造りし天帝はなしと云はゞ天地萬物はほれどもこれを造し天帝は無しと云ふと全く同じ道理にて己が立てたる證據おて己が立てたる説を破るものなり諺には之を名づけて我が手の自害と云ふ極めて智慧の足らぬものゝする仕事あり之を要するにいかほせおすり回りてもかゝる調子はづれの淺はかなる説は道理の世界より立とを得ず是れ今日の西洋東洋とも學問社會には有心故造の造化説の立ざる所以より昔といへども人並の腦力を有するものゝ誰か之を實とせんや是れ先王の決して採たまはずと斷言する所以の三大證據なり試みにこれを儒佛の教お照し看よ儒の天と云ひ上帝と云ひ大極と云ひ乾元と云ふもの人間の如き形ありと説し處ありや天地萬物を手づくねよせしと云ひしことありや佛道の眞如法性と云ひ法身如來と云ふものも幽靈の如く此世お迷出しことほりや館屋の如くひねくり細工然せしことありや聖經に載するところ佛經お説くところを詭味すれば我國の神典に見えたる天御中主神の御容子と少しも異なることおし是れ先王の取て以て治教を補ひたまひし所以の三あり

拙者は淺學不才にして先王の聰明睿智の千萬分の一にも足らねどもこれほどの見易き正邪眞妄の容易に見分けて誤ること無し況や拙者に千萬倍せる先王の聰明睿智を以ていかでこれほどの見易き道理を見誤り我が國弊を碎きては祖宗の天下を打亡し一人の靈性を味ましては萬物の靈たる位を失はしめ世の眞理を亂りては後世を惑溺亂れしめたまふ事かあらん假令太陽は西より出で富士山は天よりふらさかるとも萬々此理あること無し故お拙者は天地神明お誓て耶蘇教取捨辨を作り以て或人の質問よ答ふ

國教論之部

釋迦老師	佛天人	所作	居	凡夫	悟
茲	質	牛首	蛇身	詭	斯心
黃音	了解	恰	雲霧	親	併
謂	大概	得失	任免	顯	赤聲
叙山	法華會	灌頂會	御修法	宣	統轄
誠敬	嚴格	元旦	率	山陵	啓幸
賤祚	大嘗祭	齊戒	沐浴	天神	地祇
毫	災	毀	興廢	存亡	復
名藍	巨利	維持	廢毀	衝	凌
著	膝	社稷	根軸	國帑	祭祀
敢	障害	宿	波羅門	事火教	趣意
羅馬舊教	耶蘇	希臘教	是	昧	易
客	揖	盛然	安寧秩序	背	則

沙汰	神儒佛	欣然	伴	分析學士	發達	作法	皇史	仁義	神呪	餓鬼	障礙	慈悲
澈慮	溯	報	舍密博士	要素	三韓	舶來	道徳	梵語	愚痴	虛空藏	勇猛	勢至
至當	均	不審	深智	呼	譬	朝貢	莞爾	孝悌	煩惱	畜生	不生不滅	智慧
處置	紹述	底	達識	蒙昧	丹誠	典章	構造	忠信	解脫	作用	噴志	文殊
趣意	振起	護持	極點	血統	况	莊嚴	支那	熟字	法爾	修羅	文殊	普賢
採用	偏頗	豈	配偶	逐	智識	儀式	神典	符牒	斯	食欲	普賢	

耶蘇教取捨辨之部

禪益	看認	梵道稚郎皇子	拒	一擒	一縱
聖德太子	奧義	整識	弘	崇峻天皇	維摩
極大乘經	躬	註釋	閑	佞佛家	惑溺
胡椒	正邪真妄	飽	予	拒絕	靈性
伊弉諾伊弉冉神	產神	神裔	踐	摩西	拜跪崇奉
妬	焔	邪神	宗廟	惑	誑
悖氣	禍	懼	蹈破	籍	果
反始	奴隸	擻	具	遺傳	叱
憐	斷言	拋	野卑	陋劣	臆病
價值	因緣	堯舜	誨	衆生	差別
易行道	諺	神隨	境界	經典	湧出
遊	故元	調子	有心故造	所以	腦力
採	天御中主神	眞如法性	法身如來	聖經	斷味
		碎	盡亂	假令	誓

明治二十五年一月二十一日印刷
 明治二十五年一月二十二日出版

著述者

川合清丸

東京市本郷區淺草町
七十六番地寄留

印發
刷行者兼

神田永吉

三重縣松阪町大字愛宕町
五拾番地

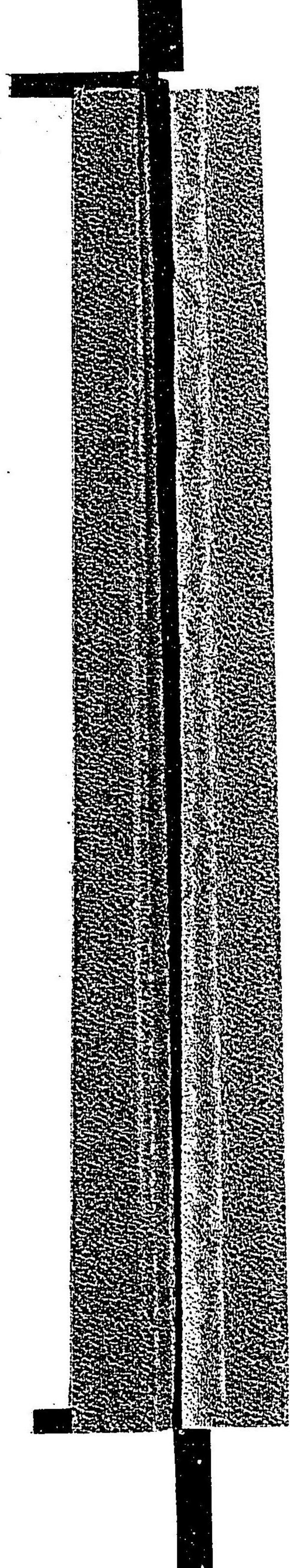
非賣品



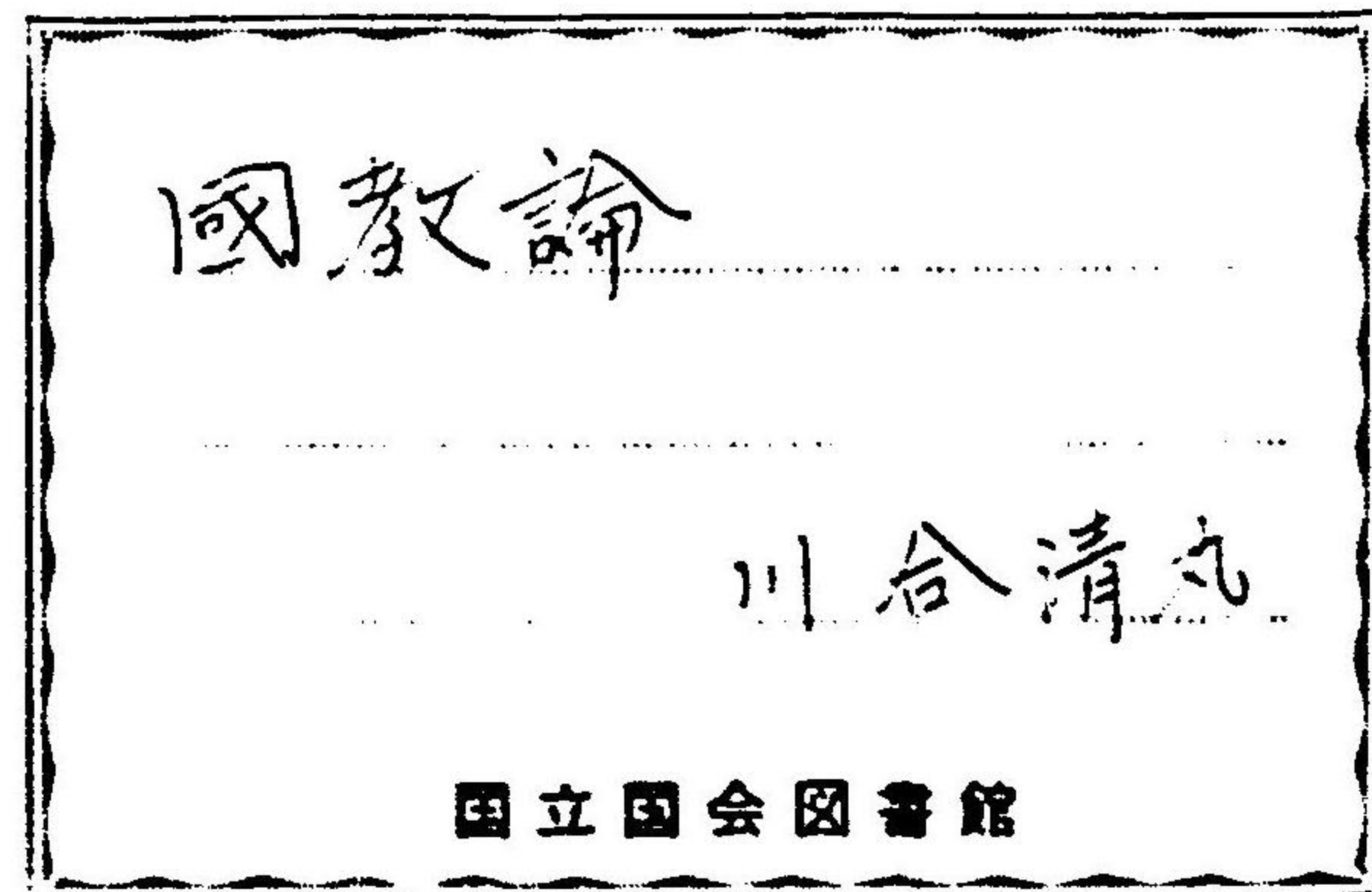
發行所

永神

吉田



3



013585-000-6

特49-926

国教論 付, 耶蘇教取捨辨

川合 清丸/著

M25

ABA-0053



特
9

